



コラム
 第3弾
 敬仁会

～ 地域社会と共に歩み続ける ～

生活の安定に向けた就労支援 そして残された課題解決へ

事例紹介

対象者の状況	これまでの経過と相談概要
本人:50代 男性 住居:なし(ホームレス) 仕事:無職 収入:なし 健康状態:良好	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国を転々としていたが十数年前に現在の場所でホームレス生活を始める。 ● 数年前に近隣住民より不審者として通報された際に、役場や支援機関から支援の提案をされるも「世話にはなりたくない」と拒否。 ● 友人等の紹介で短期の仕事をしたり、農家の手伝いをしたりしながらなんとか生活していたが、お金も食べるものもなくなり、スーパーで廃棄食品を探していたところ、警察に保護される。 ● 警察から今後の生活について指導を受け、就労して収入を得ながら生活することとし、自立相談支援機関の支援を受け入れる。
支援の内容	
①就労のための必要物品 (作業用の長靴・軍手等) ②食料支援(フードバンク対応)	

●支援経過 と ●今後の課題

- 食べるものがほとんどないため、初任給までの食料支援を実施。
- 自立相談支援機関の就労支援により就職先が決まる。(就職先の理解と協力を得ての就労決定)
- 就労のために必要な物品(長靴・軍手・靴下等)をえんくるり事業で支援。
- 就労の継続と生活の安定に向けた住居確保の支援を行っていく。
- 本人にとっては食料さえ確保できれば現在の生活で不自由はなく、むしろ住居が決まって税金や家賃の支払いが生じることを嫌がっているが、住居が決まらないと就労の継続等に影響する。
- 本人を証明する書類が必要。このままだと契約や手続き関係で様々な支障をきたす。

相談を受けたときには…

まずはお話をよく聞き、相談者の置かれている状況や、困っていること、緊急性の有無などを確認します。その後、利用できる制度やサービスのこと、経済的支援の必要性や今後の支援方策等について、社会福祉協議会や生活困窮者自立支援機関などの関係機関と相談しながら検討していきます。

～経済的支援を実施したときは～

【必要書類】

- 総合相談・支援機能強化事業 実施報告書兼えんくるり基金支払伺(写)
- 領収書(写)
- 振込依頼書(初回のみ)

※必須ではありませんが今後の事業発展に向けた事例検証のため相談受付・アセスメント票(写)の送付もお願いいたします。

事務局(県社協)へ送付します



送付された書類に基づき、経済的支援にかかった実費額をえんくるり基金より支払います。

指定の口座へ送金します

えんくるり基金からの受入(えんくるり事業収入)処理をします。





社会医療法人 社会福祉法人

仁厚会・敬仁会グループ

参画法人コラム 第3弾

地域社会とともに

～ 時代と地域ニーズを踏まえた福祉の実践 ～

現在、「ゆりはま大平園」「よなご大平園」と県内2か所で救護施設を運営しています。県内のみならず近隣県からも受け入れるなど、困窮者の一番の窓口になっていくといえます。緊急性の高い場合も受け入れが可能であることは救護施設ならではの強みですが、緊急性が高いほど十分な情報がないまま受け入れるというリスクはあります。ホームレスや行き倒れの方などの場合はほとんど情報がありません。対応が難しいケースも多く、中にはアレルギー問題に直面したケースもありました。年々利用者も増えており、救護施設に求められる役割も大きくなっていきます。きめ細やかなリスク管理のもと、安心・安全な利用者支援に努めています。

鳥取県で唯一救護施設を運営されていますが

敬仁会は救護施設「敬仁会館」の開設からスタートしてきます。これは戦後の「浮浪者」を救いたいとの思いから始まったもので、当時の生計困難者への支援といえます。その後時代のニーズや制度の創設等に即した事業を展開し、県下の民間で第1号となる特別養護老人ホームを開設するなど、救護・障がい・高齢・児童と様々な分野において地域社会と共に歩み続けています。

法人設立の原点をお聞かせください

救護・障がい・高齢・児童と多分野にわたり法人運営を行っています。社会医療法人仁厚会との連携による医療分野の関わりもあります。どの分野で相談が入っても、ほとんどのケースを法人内部でつなげることができ、例えば、保育所で気になる児童へアプローチすることから世帯の事情が見え、そこから支援が必要な方がいた場合、それぞれ分野の有識者を生かして世帯全体に対応していくことが可能です。もちろん必要に応じて行政等の関係機関や地域との連携も図ります。誰かが相談を受ければ横展開できる体制が大きな強みといえます。

敬仁会のもつ
専門性・強みとFocus



ゆりはま大平園
施設長 小谷秀彰氏



よなご大平園
施設長 松本順子氏

■ 救護施設とは ■

身体や精神に障がいがあり、経済的な問題も含めて日常生活を送ることが困難な人たちが、健康に安心して生活するための**生活保護法を根拠法とする保護施設**です。

救護施設には、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、それらの障がいを重複して持つ人、アルコール依存症の人、ホームレスの人など多様な人が生活しています。このようなご利用者の受け入れのほか、自己破産やDV被害者等生活障がいを抱える方に対する生活支援を行っています。セーフティネットとしての役割だけでなく、地域移行など自立に向けた支援や、地域の生活困窮者に向けた支援など、その役割は大きくなっていきます。

■ 制度外の取り組みとして ■

地域で困っておられる一般就労等が難しい方への支援として、作業を提供し、集中力・対人能力・持久力・環境適応力等を養うなど、社会生活への適応のために必要な訓練を行う「**社会適応訓練事業**」を実施しています。

● みなさんにメッセージをお願いします ●

えんくるり事業参画の最大の魅力は何といても各社会福祉法人が持つノウハウや専門性、そしてネットワークを活用した「人材」「資源」「情報」の共有です。参画法人が増え、ネットワークが拡充すればするほど、事業展開の幅も大きく広がります。

地域で求められている福祉サービスを速やかに提供できるよう、そして安全で安心して暮らせる鳥取県であるよう、皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思ひます。